

## 【補助金の申請について】

### ●前提条件

令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者、または、令和8年1月～3月に新規で開設した事業者

### ●補助金交付予定時期

令和8年6月下旬

### ●補助金額

以下の【算定式】により障害福祉サービス等利用者ごとの補助額を算出し、障害福祉サービス事業所等ごとに補助額を合計することで額を確定します。ただし、交付申請額が算定額を下回る場合は、交付申請額を上限とします。

【算定式】利用者ごとの補助額 = 基準月（令和7年12月）の障害福祉サービス等総報酬 × 交付率

### ●賃金改善の対象期間

基準月（※1）から実績報告時（令和8年9月～10月予定）まで

実績報告書の提出時点で本補助金の要件（賃上げ実施等）を満たしていない場合、既に交付を受けた補助金は返還となります。

（※1）基準月について

- ・令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者  
→令和8年1月～3月の任意の月を各事業者にて選択
- ・令和8年1月～3月に新規で開設した事業者  
→開設月以降のサービス提供月（1月～3月）を各事業者にて選択

## ●交付申請受付期間

令和8年4月1日（水曜日）から同年4月30日（木曜日）まで ※当日消印有効

## ●提出方法

電子申請または郵送によりご提出ください。

- ・電子申請

[県の電子申請フォームはこちら](#) ※令和8年4月1日（水曜日）9時以降にアクセス可能です。

- ・郵送

（郵送先）

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル4F 株式会社キャリアプランニング内

※同じフロアにテナントが複数社入っているため、送付の際は社名まで記載をお願いします。

宛名は、『岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業事務局』をお願いします。

## ●提出書類（様式は県ホームページよりダウンロードいただけます。）

- ・交付申請書（第1号様式）
- ・計画書（別紙様式2（基本情報入力シート）、別紙様式2-1、2-2、別紙（職場環境等要件チェックシート））

※別紙（職場環境等要件チェックシート）は職場環境等要件の取組を実施している又は実施を誓約する場合に必要です。

## ●留意事項

- ・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する障害福祉サービス等の誤りがないようご確認ください。

申請いただいた内容で補助金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

例）事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更

- ・原則、電子申請でのご提出をお願いします。

- ご提出の際は、提出書類が揃っていることを必ずご確認ください。
- ご提出の後、内容の確認等のため、連絡させていただくことがあります。